

総社市告示第25号

総社市口座振替収納事務取扱要綱（平成17年総社市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(取扱収納金) 第2条 口座振替により収納することができる公金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 個人に係る<u>市民税・県民税・森林環境税</u>（特別徴収によるものを除く。） (2)～(19) 略</p>	<p>(取扱収納金) 第2条 口座振替により収納することができる公金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 個人に係る<u>市民税及び県民税</u>（特別徴収によるものを除く。） (2)～(19) 略</p>

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。